

凍結胚・精子・培養液保管の延長・廃棄手続きについて

保険で延長する場合

診療後窓口でのお支払いとなるため、受付またはお電話でご予約の上、**凍結胚の保管期限日から1週間以内**に松本レディースクリニック窓口でお支払いください。

保険胚を保険で延長

2022年4月以降に保険で採卵し凍結した保険胚の延長は、胚を凍結した日から1年を経過すると胚凍結保存維持管理料が10500円かかります。胚凍結保存維持管理料は胚の個数に関わらず全部で1年間10500円です。保険の凍結期限は3年間までです。それを過ぎた保管は自費となります。

自費胚を保険で延長

2022年3月以前に自費で採卵し凍結した既存自費胚の保険での移植の治療計画を立て、胚移植までの間に凍結期限が切れた場合の延長費用は保険を適用

*凍結期限までに胚移植の治療計画が立てられない場合は胚の延長費用は自費となります。

自費で延長する場合

自費胚を自費で延長

凍結胚・精子・培養液の保管につきましては、一年ごとに、延長または廃棄のお手続きが必要です。凍結時にお渡ししている保管期限を患者さまご自身でご確認の上、期限当日までに必ずお手続きください。期限2ヶ月前からが受付期間となります。

自費での更新お手続きの詳しい情報は、当院HP『凍結胚・精子の保管延長と廃棄』のページでご確認下さい。

廃棄をご希望の場合でもお手続きが必要です。保管は、液体窒素を補充、管理しながら行っております。そのため、期限を過ぎてなお、廃棄のお手続きを頂けない場合、超過保存管理料金を請求させていただく場合がございます。

延長につきましては、お振込みいただいた時点での手続き完了とさせていただきます。振込み控えは大切に保存をお願いいたします。延長後の期限は翌年の同日となります。また、延長保存管理料金は、保管年数によって異なります。延長年数に限度はありませんが、原則47歳未満が最終移植年齢となります。

期限内に更新お手続きを完了されなかった場合は、廃棄とせざるを得ませんが、期限を過ぎてから当院に対しての更新お手続きの申し出につきましては一切お受けできません。お手続き等につきましてご不明な点がございましたら、こちら (enchou.haiki@matsumoto-ladies.com) までお問い合わせください。

医療法人社団 愛慈会
理事長 松本玲央奈